

伊佐市高齢者福祉サービス

伊佐市では、次のような高齢者サービスを実施していますので、希望する人は申請をお願いします。ご自分で申請が困難な人は、民生委員・自治会長にご相談ください（家族・代理の人でも申請ができます）。

申請窓口

- ・長寿介護課（大口庁舎）
- ・長寿介護課分室（菱刈庁舎）

サービス名	対象者	内容	利用者の負担	手続
① 福祉タクシー利用券	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度中に75歳以上になる高齢者（昭和26年3月31日生れまで） 身体障害者手帳（1・2級）所持者 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 	通院、買い物、公共施設等の利用に使える1枚500円のタクシー利用券を年24枚発行（1回5枚まで使用可）	タクシー料金から助成額を差し引いた額	必要な物 <ul style="list-style-type: none"> 印鑑（本人申請の場合は不要） 該当する手帳等 免許証や保険証など受給者の身分を証明できるもの
② はり・きゅう 施術助成	満70歳以上の高齢者で、医療給付の対象とならない「はり・きゅう施術」を受ける人	1枚500円の受診券を年20枚発行	1回あたり500円の助成額を差し引いた額	
③ まごし温泉浴室利用証	<ul style="list-style-type: none"> 満70歳以上の高齢者 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 	まごし温泉浴室使用料の減額	1回あたり200円	申請期間 <p>①②：毎年度申請が必要です ③：1度申請し浴室利用証を取得すれば次年度以降、申請は不要です。</p>
④ 寝具乾燥サービス	市内に住所のある在宅の65歳以上の寝たきり高齢者（要介護認定4以上）または身体障害者手帳（1・2級）所持者で寝たきりの人	寝具類（掛布団、敷布団、毛布）の洗濯・乾燥（年3回まで）	1回あたり660円	
⑤ 理髪サービス		理髪業者が居宅において理髪を行います（年4回まで）	1回あたり400円	
⑥ 長寿お祝い事業	本市に1年以上居住し、令和7年度中に、100歳（大正14年4月1日～大正15年3月31日生）になる人	<ul style="list-style-type: none"> 100歳：5万円 88歳：記念写真（昭和12年4月1日～昭和13年3月31日生） 	—	市から支給対象者へ通知します（7月頃）
⑦ 老人介護手当支給	65歳以上の要介護認定4以上の人を、3か月以上同居またはこれに準ずる状態で在宅にて介護している介護者	支給決定した翌月分から対象となる月に1万円を支給（年2回支給）	—	
⑧ 徘徊高齢者対策	徘徊のみられる認知症高齢者またはその高齢者を介護している家族等	徘徊探知機の機器購入等に要する初期費用を助成（上限1万円）	助成額を超える額	
⑨ 生活支援サービス	65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者で、病中病後など一時的に支援を必要とする人	家事・買い物などの生活支援サービス費用の一部を助成（支援員を派遣）（年5日間が限度）	1時間あたり100円（1日2時間以内）	必要な物 <ul style="list-style-type: none"> 印鑑（本人申請の場合は不要）
⑩ 日常生活用具給付	65歳以上の非課税世帯で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者等	設置工事を伴わない卓上の一口コンロ（電磁による調理器）を支給	無料（修理代金は自費）	⑫：緊急通報装置は、協力者（2人以上）の同意書も必要※設置は市で行います。
⑪ 緊急医療情報キット	<ul style="list-style-type: none"> 災害時避難行動要支援者台帳登録者 ひとり暮らしの65歳以上の高齢者 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する人 	情報シートにかかりつけ医療機関・持病や服薬などの情報を記入して自宅の冷蔵庫に保管し、救急や災害時に、救急隊等に医療情報を提供する	無料	
⑫ 緊急通報装置設置	65歳以上の高齢者のみの世帯および身体障がい者のみの世帯※固定電話をお持ちでない世帯への設置はできません。	自宅の電話に通報装置を設置し、緊急時に協力者へ連絡できる体制を作る	使用電話回線の基本料金および通話料・破損修理代金	

問い合わせ先 長寿介護課高齢福祉係 ☎ 23-1311（内線）1225